



# 総合計画の概要





## 1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、全ての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障しています。また、世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」としています。

「21世紀は人権の世紀」といわれるように現代社会では、人権尊重についての正しい理解は進んでいるものの、依然として部落差別を始め、障害のある人や女性、外国人、高齢者、子どもなどに対する偏見や差別が存在していることを背景に、近年、部落差別の解消や障害者差別、ヘイトスピーチなど、人権に関する法整備が進んでいます。

市は、1997（平成9）年に、差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的とする「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」（以下「人権条例」という。）を制定し、2003（平成15）年に『人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画』（以下「人権総合計画」という。）を策定しました。

そして、2008（平成20）年の「人権都市宣言」で示した「お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまち」を実現するため、学校や地域、企業、関係機関、団体と連携・協力しながら、人権擁護と人権教育・啓発に取り組んできました。

このたび策定した『第5次人権総合計画』では、『第4次人権総合計画』の総括と上越市自治基本条例に定める多様性尊重の原則を踏まえ、あらゆる差別の早期解消に向けて、人権擁護の確立、人権教育・啓発の推進、社会参加・参画の推進、雇用の促進、産業の振興、社会福祉の充実、生活環境の改善の諸施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## 2 計画の性格

この計画は、人権条例第5条に示した総合計画として策定しています。また、市の最上位計画『上越市第6次総合計画』や『上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画』、『上越市第3次男女共同参画基本計画』、『上越市第2次地域福祉計画』、『上越市第2次総合教育プラン』と整合を図るとともに、今日までの人権擁護と人権教育・啓発の成果や課題を明らかにしながら、あらゆる差別をなくすための諸施策を効果的、効率的に推進することを基本とした総合的な計画です。

## 3 計画の基本目標

この計画は、上越市第6次総合計画において将来都市像に掲げる「すこやかなまち 人と地域が輝く上越」を実現するため、次の二つの基本目標を掲げています。

- (1) 差別をしない、させない、許さないまち
- (2) あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち

## 4 計画の構成と期間

この計画は、次の8部門に分けて構成します。

- (1) プライバシーの権利保護
- (2) 同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決
- (3) 障害のある人の自立と社会参加の実現
- (4) 男女共同参画社会の実現
- (5) 外国人市民の人権保障の実現
- (6) 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実
- (7) 子どもの人権の確保
- (8) 様々な人権問題への対応

また、計画期間は2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までとします。それ以降については、それまでの取組の成果を踏まえ、新たな計画を作成していきます。

## 5 計画推進に向けて

この計画は、それぞれの問題の社会的・歴史的背景や問題解決の基本的理念（基本的な事柄や内容など）を明らかにしながら、それぞれの人権尊重のあるべき姿を確認して取組の基本的方向を示すとともに、人権擁護と人権教育・啓発を重要な二本柱と位置付けて施策を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、計画全体については各分野で実施している市民意識調査の結果を比較して、前回からの成果や課題を把握し、施策に反映させていきます。

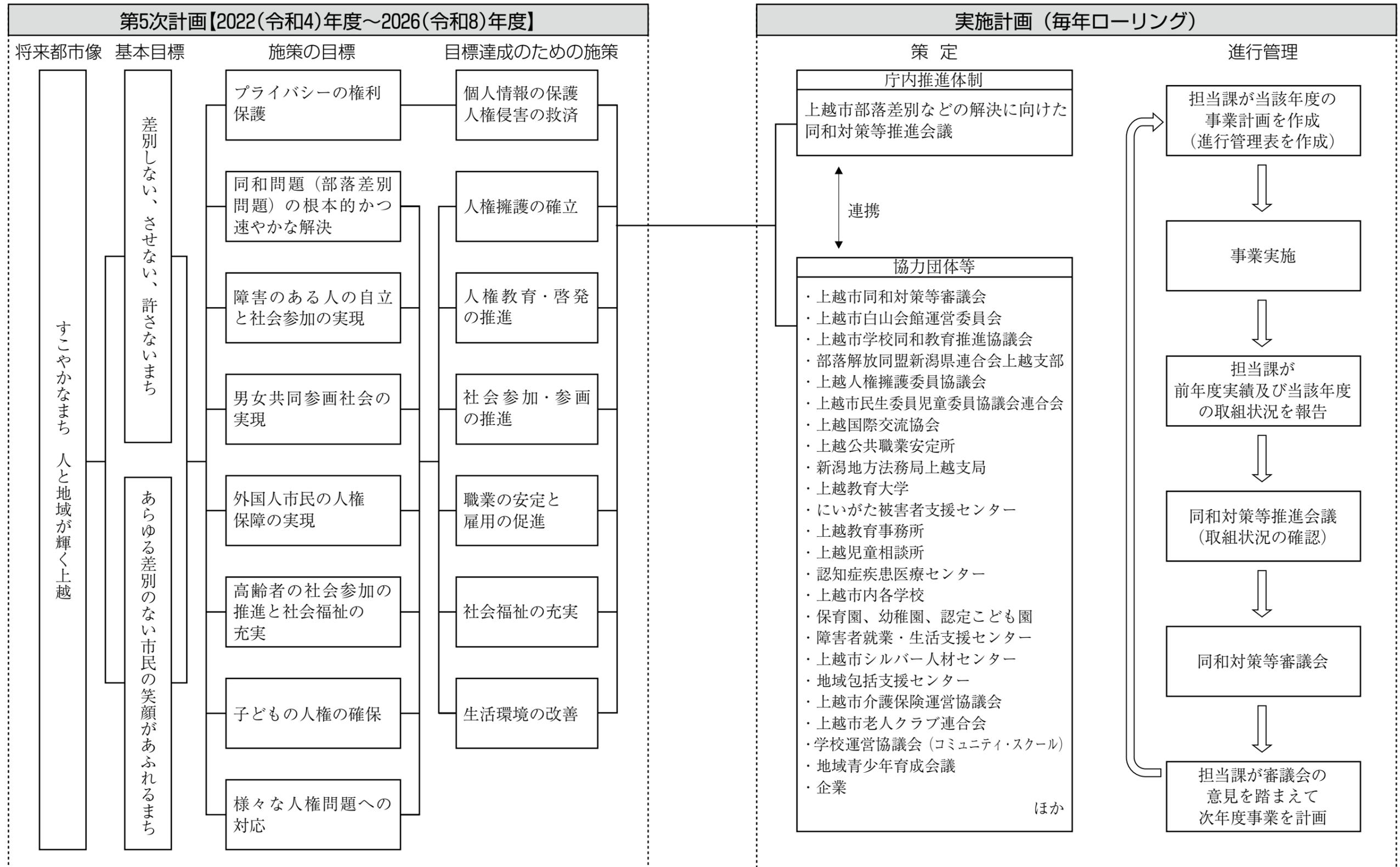
さらに、関係する個々の事業をまとめた実施計画を毎年作成し、課題を踏まえた適切な目標と内容を定めて取組成果を確認していきます。

## 6 施策の推進体制

この計画は、市の全庁的な推進体制である「上越市部落差別などの解決に向けた同和対策等推進会議」（以下「同和対策等推進会議」という。）において連携して推進します。

また、それぞれの施策については、担当課が関係する学校、地域、企業、関係機関、団体と連携・協力して実施するなど、広く市民の理解と協力を得て効果的に取り組みます。

### 上越市第5次人権総合計画の体系図







第2章

# プライバシーの権利保護







## 第1節

# 個人情報保護

### 【現状と課題】

情報社会の進展により、個人情報を利用した様々なサービスが提供されることで、私たちの生活は非常に便利になってきました。その反面、個人情報が不適正に使用されることで、個人の権利や利益が侵害される事態が発生していることから、個人情報保護の必要性が年々増えています。

市では、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保することを目的として、1996（平成8）年10月、保有する個人情報の取り扱いのルールを定めた「上越市個人情報保護条例」を施行し、個人情報を適正に取り扱っています。

市の個人情報保護制度は、プライバシーの権利保護の観点から個人に関する情報の利用方法等を整理するほか、自己に関する情報を自らコントロールすることを保障するものです。

具体的には、個人情報の収集や利用について、その方法を明確なものとするとともに、一定のルールで行われるように制限し、同時に自己情報について開示や訂正等を請求する権利を保障することで、市が行う個人情報の利用に制限を加え、自己情報について当該本人がチェックできるようにしています。

こうした中、2011（平成23）年に一部の司法書士と行政書士が職務上請求書を偽造し、不正使用して全国の自治体から戸籍情報を大量に不正取得する事件（いわゆる「プライム事件」）が発覚しました。

報道によるとこの事件では、当市を含む県内17の自治体で270件以上の不正請求の被害があったとされています。事件の後もこうした不正請求は全国で発生していますが、目的の多くは結婚相手や就職に当たっての身元調査に使用されています。

2020（令和2）年に2,000人を対象に実施した「上越市人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、「身元調査を容認しない」（69.1％）が、2015（平成27）年の前回調査から9.2ポイント増加し、「容認する」（18.2％）が前回から12.7ポイント減少しました。

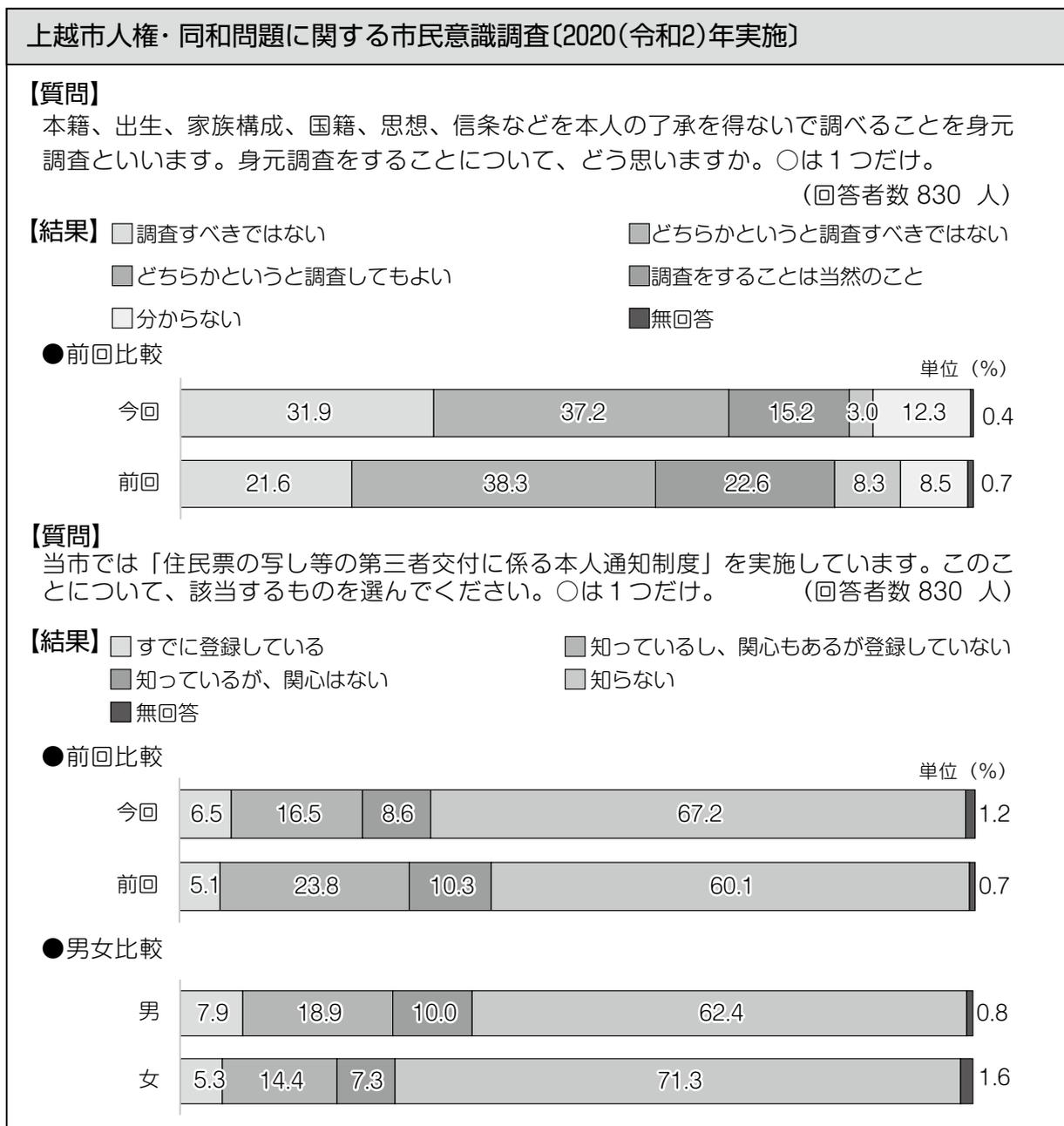
市民の人権意識は高まる傾向にあるものの、18.2％の市民が身元調査を容認している実態から、引き続き、身元調査が人権侵害につながる恐れのあることを、強く啓発していく必要があります。

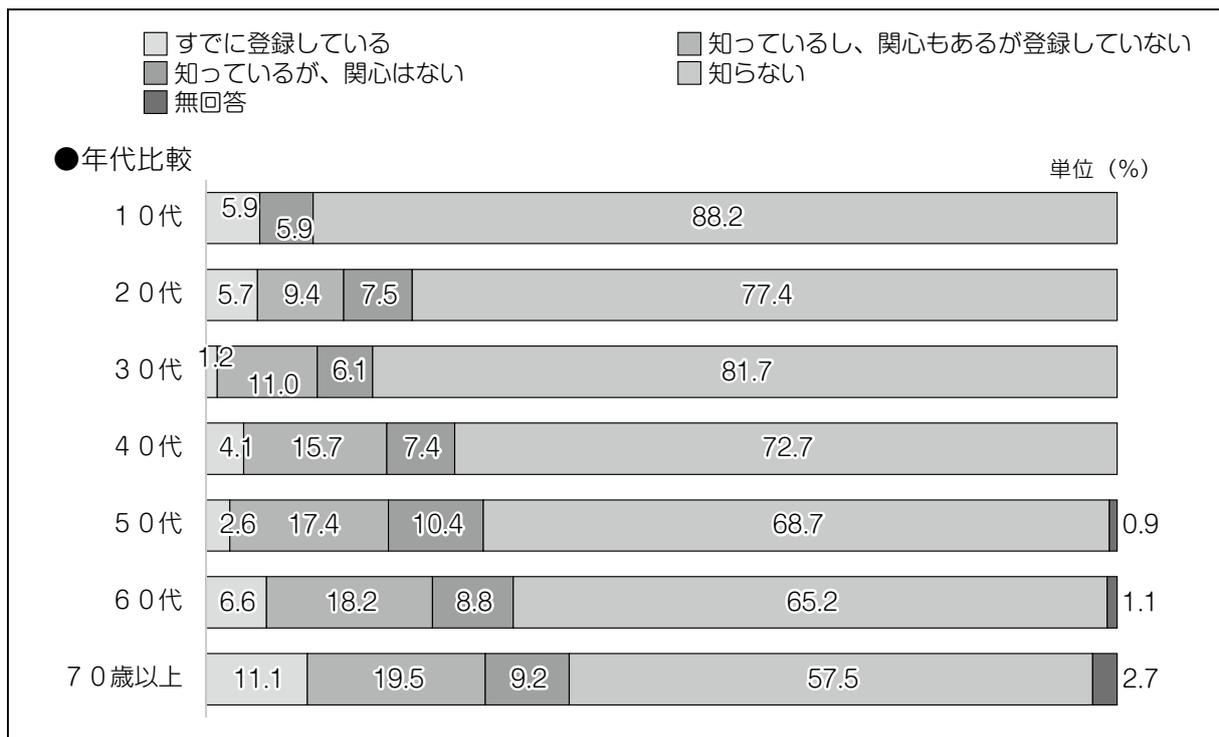
市は、戸籍情報等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害を防止する目的で、2013（平成25）年8月、県内で初めて事前登録型の「上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を導入しました。

市民意識調査では、「すでに登録している」(6.5%)が前回からわずかに増えたものの、制度を「知らない」(67.2%)が前回から7.1ポイント増加し、制度を「知っている」(31.6%)が前回から6.6ポイント減少しました。なお、現在登録している人は住民基本台帳人口の約1%(1,852人、2021年3月末時点)となっています。

制度の認知度については、70歳以上は39.8%であるものの、30代以下は20%前後と若年層や女性の認知度が低い傾向にあることから、これらの層を対象とした効果的な周知、啓発に取り組む必要があります。

引き続き、市民に本人通知制度の効果を説明して登録を促すとともに、個人情報保護条例を適切に運用し、市民の個人情報の保護に取り組んでいくことが必要です。





### 【施策の基本方向】

現代社会は、情報処理の高度化により、個人情報的大量に収集、蓄積されることで、個人のプライバシーが侵害される危険性も高まっています。そのため、市職員及び事業者が自らの責務として市民の個人情報の保護に努めなければならないことを自覚し、必要最小限の範囲で適切に個人情報を取り扱うこととします。また、市民に対し個人情報の保護の大切さと本人通知制度の効果を説明し、制度への登録を促します。

### 【実施施策】

#### (1) 上越市個人情報保護条例の適正な運用（総務管理課）

市民の基本的な権利の保障を図るため、個人情報は原則として直接本人から収集するものとし、市が保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂正、削除、中止の請求権を保障します。

#### (2) 上越市情報公開条例の適正な運用（総務管理課）

上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報の保護に最大限配慮します。

#### (3) 市職員の資質の向上（総務管理課）

市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。

#### (4) 民間事業者に対する指導（総務管理課）

市から個人情報の取扱いに係る業務の委託を受けた事業者及び指定管理者が市民の個人情報を適正に取り扱うよう義務付けるとともに、市民から問題提起がなされた場

合は、調査及び検討を行的確に対応します。

(5) 戸籍謄本等の不正取得の防止（市民課）

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、「戸籍法」及び「住民基本台帳法」に基づき本人確認を適切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に取り組みます。

## 第2節

# 人権侵害の救済

### 【現状と課題】

差別のないすこやかなまちとは、何よりも人権が尊重され、人権侵害が起こらない社会、すなわち人権尊重社会が築かれていることです。その具現化のためには人権教育・啓発の推進が重要であることはいうまでもありません。

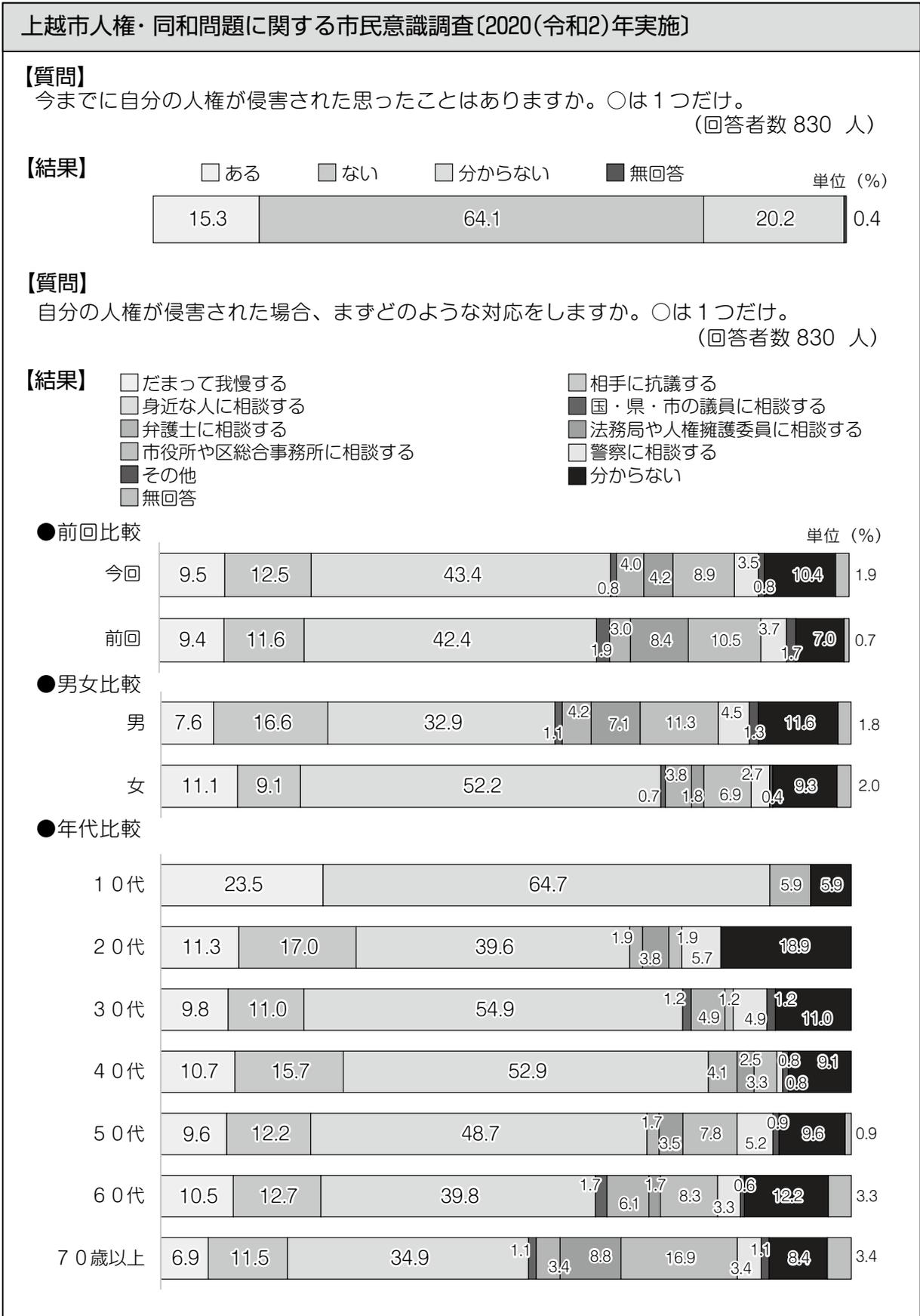
しかし、残念ながら、現実には至る所で様々な形の人権侵害が繰り返されており、被害者に対して実効的な救済を図ることが重要な課題となっています。

また、現在起きている様々な人権問題について、より信頼性が高く実効的な救済を実現するためには、独立性を有する新たな人権機関を設置する必要性も指摘され、上越市議会では2005（平成17）年と2011（平成23）年の2度にわたり「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」を国に提出しています。

市民意識調査では、市民の15.3%が「自分の人権が侵害された経験がある」と回答しており、その対応として「身近な人に相談する」（43.4%）が最も多く、特に女性は半数を超えています。

年代が上がるに従って「身近な人に相談する」、「黙って我慢する」が減少する一方で、「市役所に相談する」、「法務局や人権擁護委員に相談する」が増加傾向にあることから、市としても関係課の連携強化等、相談しやすい体制づくりを一層進める必要があります。

インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による誹謗中傷などの人権侵害に対応するためには、法務局など人権擁護機関との連携が欠かせません。相談に携わる職員の資質や能力の向上を図るとともに、日頃から関係機関と連携し、市民に相談窓口を周知し利用を促していくことが必要です。



## 【施策の基本方向】

人権侵害に係る相談に的確に対応するため、相談窓口の利用を周知するとともに、相談に対応する職員の資質や能力の向上に取り組みます。

また、事案が発生した場合、被害者からの相談に的確に対応するとともに、関係機関や団体と連携して救済を図ります。人権侵害された人の立場や心情を大切にしながら事実関係を調査し、加害者にはその行為が人を傷つける重大な人権侵害であることを理解させるために教育的指導を行うなど、問題の解決に取り組みます。

## 【実施施策】

### (1) 相談窓口の利用促進（人権・同和対策室）

新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確に相談対応するとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。

### (2) 女性相談の実施と支援体制の整備（男女共同参画推進センター）

男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。

### (3) 障害のある人及び高齢者に関する相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

福祉に関する様々な相談に対応し、障害のある人や高齢者への虐待の相談についても、関係機関と連携し、早期支援に取り組みます。

また、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談についても的確に対応します。

### (4) 子どもの虐待に関する相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

子どもの虐待に関する相談に対応し、保護者の不安や負担の軽減を図ります。

また、保育園や小・中学校、児童相談所、警察署等と連携し、子どもの虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合は、的確な支援を行います。

### (5) 外国人市民に関する相談支援の実施（共生まちづくり課）

外国人の人権に配慮し、生活をしていく上での外国人市民特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携によりの確に対応します。



# 同和問題(部落差別問題)の 根本的かつ速やかな解決







## 第1節

# 人権擁護の確立

### 【現状と課題】

「同和問題（部落差別問題）」は、被差別部落といわれる特定の地域出身であることや、住んでいることを理由に結婚を妨害されたり、就職や日常生活の中で様々な差別を受けたりするという日本固有の人権問題です。

こうした人権侵害は、決して許されるものではありません。

同和問題への本格的な取組が行われるようになったのは、戦後になってからです。

1960（昭和35）年に総理府に設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問を受け、被差別部落の実態を調査・検討の上、3年余りの審議を経て1965（昭和40）年に答申を提出しました。

答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」と初めて同和問題を人権問題として明確に位置付け、「その早急な解決こそ国の責務」であり「国民的課題」としてとしました。この答申は「同和对策審議会答申」（以下「同対審答申」という。）といわれ、その後の同和行政の礎となりました。

この同対審答申の理念に基づいて1969（昭和44）年7月に「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）が施行され、以後、国の財源を活用して、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を柱として、部落差別を解消するために必要な特別対策が2002（平成14）年3月末まで推進されました。

特別対策によって住宅や道路などの生活環境は改善しましたが、一方、結婚差別や土地差別などの差別意識が依然として改善されず、教育、就労、産業面での較差の是正も必要であるなど、残された課題については一般対策として行われるようになりました。

現在も、依然として差別意識が解消されず、さらには情報社会の進展に伴ってインターネット上に差別的な書き込みがされるなど、部落差別に関する状況に変化が生じていることから、2016（平成28）年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行しました。

同法では、「現在もなお部落差別は存在する」と明記し、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であり、国や自治体の責務であるとして、相談に的確に応ずるための体制の充実と必要な教育及び啓発を行うことを求めています。また、「国は、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と定めています。市内の被差別部落も歴史の経過から生まれた差別によって、経済的や社会的、文化的に低位

の状態に置かれていました。

そのため、1968（昭和43）年10月に被差別部落の人々が「生活を守る会」（部落解放同盟新潟県連合会上越支部の前身）を結成し、同年12月には教育、住宅、産業等について相談できる窓口設置などの請願書を市議会に提出し採択されました。これを受け、市は1969（昭和44）年1月に当時の福祉事務所に担当窓口を配置し、同和対策事業の取組を始めました。

市は、同和審答申を受け、被差別部落の住環境の整備などを早急に進めるため、1970（昭和45）年度から同和法などの特別措置法を活用して住宅資金の貸付や道路整備、公園整備、公共下水道整備などの環境整備事業を推進してきました。また、同和教育推進の拠点として、1972（昭和47）年12月に「白山会館」を建設し、地域交流事業や小・中学生学習会、教職員等の現地学習会などの事業を展開してきました。

1997（平成9）年3月には、同和問題の根本的かつ速やかな解決やその他の人権擁護に関する基本的な事項を定め、その施策を積極的に推進し、差別のない明るい社会の実現をめざす「人権条例」を制定しました。

さらには、1999（平成11）年2月に「市民意識調査」及び「上越市人権と同和問題に関する生活実態調査」を実施し、2003（平成15）年3月、県内他市町村に先駆けて「人権総合計画」を策定するとともに、条例の制定から10年が経過し世界人権宣言60周年に当たる2008（平成20）年12月に「人権都市宣言」を行いました。

市では、引き続き人権総合計画を基に同和問題の早期解決に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 部落差別の始まり

戦国時代には、被差別民が加工する皮革が武器や武具に不可欠であったことから、大名が職人を城下の一角に集めて住まわせたことが知られています。また、近年の研究では、平安時代末期には既に死牛馬を処理する人々の記述があり、鎌倉時代にはそれらの人々が賤視されていたことが報告されています。現在では、部落差別の始まりは中世ではないかという考えが主流となっています。

### 江戸時代の身分制度

かつては江戸時代の身分制度を起源とする「士農工商、その下の身分」という考え方が一般的でした。しかし、今日では、このような考え方は誤りとされ、武士と農村に住む百姓、町に住む町人、そして百姓や町人とは別に、厳しく差別された人々と捉えられています。藩がとった政策もあって、江戸時代の中期以降には被差別民への差別意識は一層強くなりました。

### 医学の進展等にも寄与した人々

被差別民は、医学、芸能、文化工芸、治安、手工業（細工）、運輸、金融などの分野で大きな役割を果たしたことも分かっています。例えば、江戸時代中期に杉田玄白らが西洋の医学書を『解体新書』として翻訳出版した契機は、江戸小塚原で被差別民 虎松の祖父の腑分け（人体解剖）に立ち会ったことでした。玄白らは彼の見事な技術と知識に驚嘆しています。また、江戸時代の後期、長岡藩において、被差別民立会いの下、藩医自らが執刀して腑分けが行われたことが知られています。

### 被差別民が担った文化

室町文化の代表的建造物である慈照寺（銀閣寺）の庭や龍安寺の石庭を造った庭師、日本の古典芸能の一つである能楽を大成した観阿弥や世阿弥も被差別民であるといわれています。厳しい差別に苦悩しながらも、永遠普遍の美や人間性の真実を求めた人々が、これらの素晴らしい技術や文化を生み出していったのです。

こうした文化は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産や無形文化遺産に登録されています。

### 身分差別の廃止…解放令

明治政府が成立して間もない1871（明治4）年、政府は太政官布告（解放令）により、江戸時代から続く被差別身分を廃止しました。しかし、それは単に差別的な呼称を廃止し、身分と職業を平民並みに扱うことを知らせたにとどまり、現実の社会における実質的な解放を保障するものではありませんでした。むしろ、被差別民は職業自由の原則から今まで担ってきた役を解かれ、地租改正という国の政策の下、税が新たに課せられたことで、経済的に困窮することとなりました。

現在まで続いている部落差別は、明治以降の近代社会の中で、同和行政の遅れから形成された問題であるといっても過言ではありません。

### 部落の解放をめざして…水平社運動

差別を受けていた人々も厳しい状況を無条件に受け入れていたわけではありませんでした。差別の不合理、人権施策の必要性を指摘する声が、部落内外の有識者間でも次第に大きくなりました。とりわけ、1918（大正7）年に富山で発生した米騒動をきっかけに人権意識が高まる中、1922（大正11）年に全国水平社を創立し、「水平社宣言」を発しました。この宣言は、差別されていた人々が世間の同情にすがることなく、厳しい差別の解消を、自ら求めたものでした。

全国水平社を中心とした自主的解放運動は全国に広がっていきませんが、昭和に入り戦争が激しくなる中、全国水平社の活動も挙国一致体制の中に組み込まれていきました。

## 1 部落差別事件等への対応

### 【現状と課題】

市では、過去に『高田市史』や高等学校の生徒会機関誌などで差別事件が発生しています。また、2014（平成26）年には記念誌『高田開府四〇〇年』の発刊において、同和問題に関する正しい理解と啓発を図るための記述を加えることなく被差別部落の旧地名が表示された古絵図を掲載し、部落差別を拡大、助長しかねない事態を招いています。

市は、こうした事態を二度と起こさないように職員研修のほか、庁内関係課で連携を図りながら、組織として人権意識を高めています。

市民意識調査では、被差別部落の起源について、近世政治起源説に基づいた「江戸時代の身分制度によりつくられた」（27.1％）と考える市民の割合が最も高く、前回から3.7ポイント減少したものの、各年代とも、かつて学校で学んだ身分制度に対する認識が色濃く残っています。

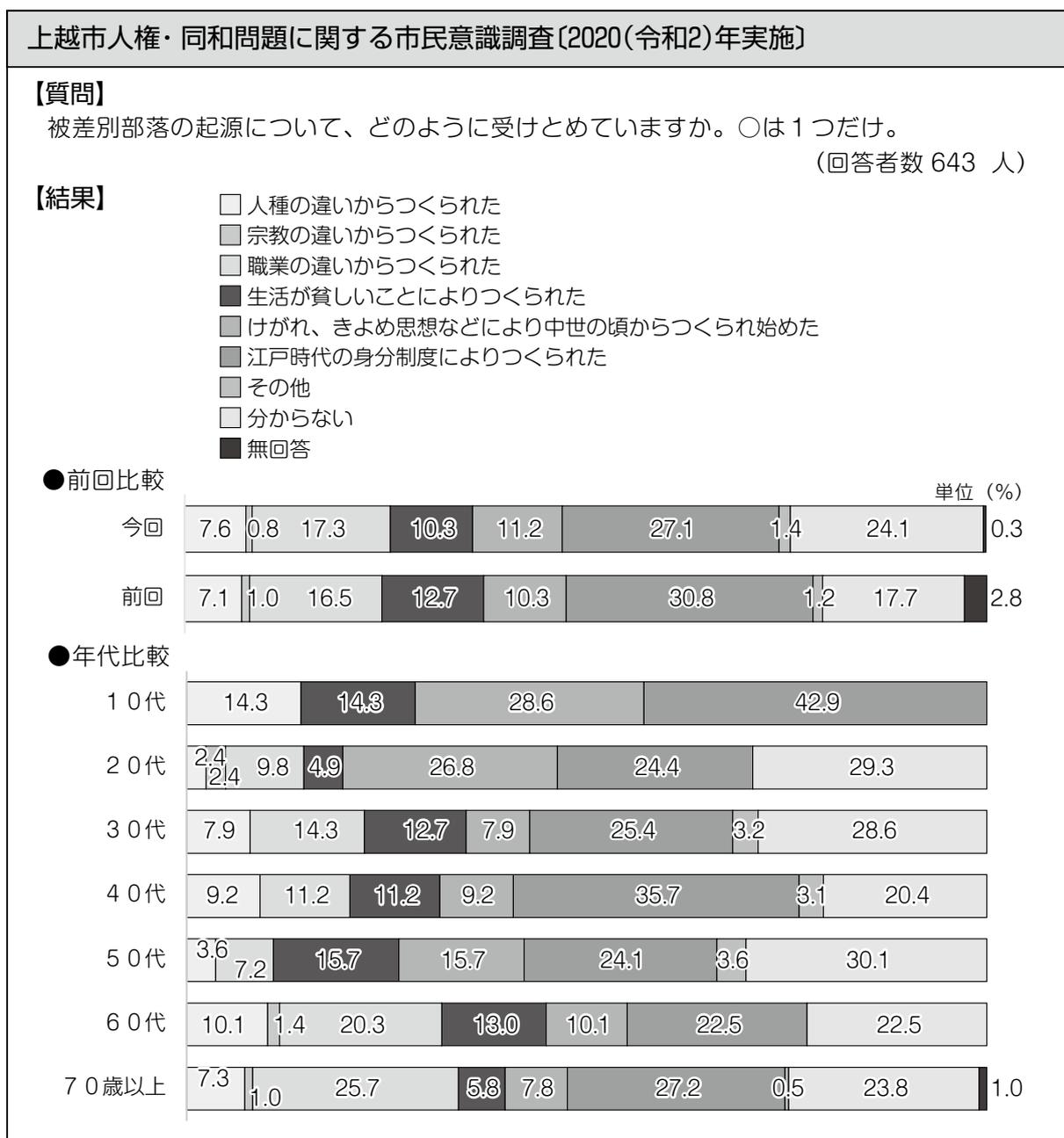
また、「人種・宗教・職業・貧困を起源」とする回答を合算すると36.0％で、前回から減少したものの、依然として高い割合であることから、部落差別の起源について、誤った認識が払拭できていない現状が読み取れます。

被差別部落の人々が日本の文化や医療等の発展に貢献してきたことをしっかりと伝えるための学校教育はもとより、様々な機会・場面を捉えての教育・啓発が望まれます。

さらには、今日、部落差別の起源として有力な説となっている中世の「けがれ・きよめ思想」（11.2％）や「分からない」（24.1％）が前回から共に増加したことから、部落差別の起源について正しい認識が持てる教育、啓発を一層進める必要があります。

差別意識の解消を図り、差別事件を未然に防ぐためには、被差別部落に対する正しい認識を培い、卑劣な行為をさせない、許さない取組を、市と人権団体、市民が一体となって粘り強く続けていくことが必要です。

※近年の部落史の調査研究等により、部落差別の起源や実像が明らかにされてきている。小・中学生の教科書からは「土農工商」の表記が消え、新たに日本の文化、医療などの発展や当時の人々の安全・安心な生活に貢献するなど、被差別部落の人々が果たしてきた社会的な役割がクローズアップされてきている。



**【施策の基本方向】**

差別事件の発生を未然に防ぐため、過去の差別事件を教訓として意識の風化を防ぐとともに、職員に対する人権・同和問題についての研修を行い、理解を深めることで人権意識の浸透を図ります。

また、市民意識調査で見られた市民の誤った認識が解消され、市民一人ひとりが、差別される痛みを受け止め、それを許せないと感じることができる鋭い人権感覚を養うことができるように啓発します。

## 【実施施策】

### (1) 庁内関係課の連携（人権・同和対策室）

「同和対策等推進会議」など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。

### (2) 連携した相談業務と相談窓口の利用促進（人権・同和対策室）

新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確な相談業務を行うとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。

### (3) 被差別部落の人々がもっている課題の把握（人権・同和対策室）

被差別部落の人々の顕在化していない課題や新たに生じた課題などを把握するため、日頃から関係者との交流や意思疎通を図ります。

### (4) 啓発活動の実施（人権・同和対策室、歴史博物館）

市民一人ひとりが差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会、展示資料などを通じて市民に啓発します。

### (5) モニタリングの実施（人権・同和対策室）

情報社会の進展に伴い深刻化しているインターネット上における悪質な差別記事に対し、早期発見及び拡散防止を図ることを目的に、モニタリング（監視）事業を実施します。

## 第2節

# 人権教育・啓発の推進

## 1 市民への人権啓発

### 【現状と課題】

市民意識調査では、「行政が教育・啓発活動を積極的に行い、市民の人権尊重の意識を高める」(42.3%)が前回に引き続き最も高く、総じて行政主体の取組が回答の上位となりました。一方で「市民自ら差別解消のための行動をする」(40.0%)が次に多く、若年層ほど選択する傾向が高いことから、今後は中高年層を対象に差別解消に向けた行動を促す施策に取り組んでいく必要があります。

「どうしても部落差別はなくなる」という、いわゆる「あきらめ」論は7.3%と前回調査と同率でした。

また、「そっとしておけば差別は自然になくなる」という、いわゆる「寝た子を起こすな」

論は14.9%と前回から8.7ポイント減少したものの、依然として根強く残っています。「寝た子を起こすな」論は、「部落差別など関係ない」、「かかわりたくない」という意識や「そっとしておくことが差別解消の早道である」という誤った考えであり、今なお差別が続いている現状を理解しない無責任な考え方です。知らないからこそ正しい判断ができずに偏見を鵜呑みにし、そっとしておくからこそ、「太政官布告（解放令）」から150年以上を経た今日においても部落差別はなくなるのです。

現在も起こっている様々な差別事件がそれを物語っています。「寝た子を起こすな」論を払拭するためには、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい認識を持ち、鋭い人権感覚を養うことが必要で、そのためには、市民に対する人権啓発が重要です。

市ではこれまで講演会や研修会などを実施してきましたが、引き続き市民の学習機会を保障する必要があります。また、市職員一人ひとりが同和問題の解決に向けた責務を自覚し、主体的に職務を遂行することが必要です。

市職員は、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たす資質と指導力が求められており、職員に対する人権・同和問題についての研修を引き続き実施していくことが必要です。

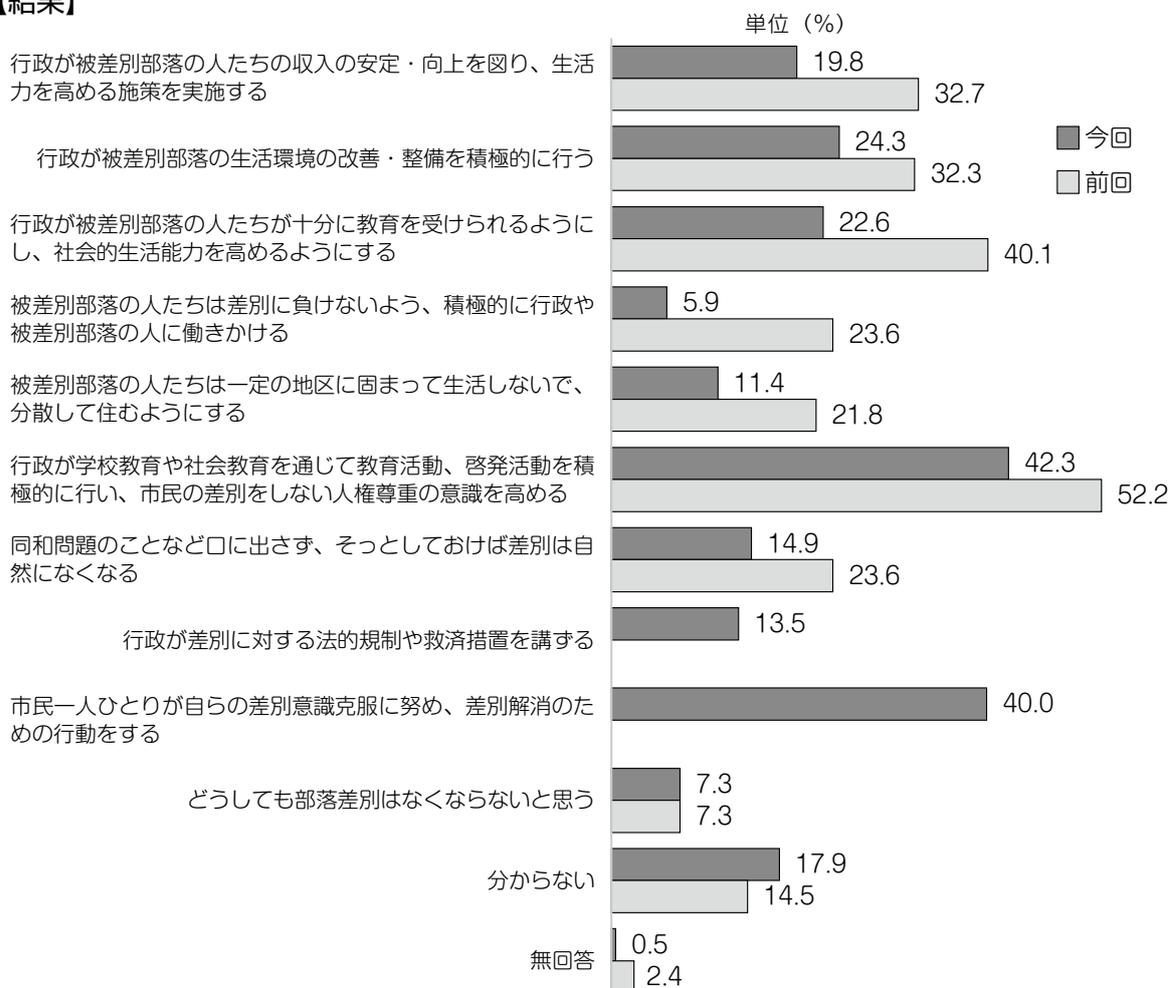
## 上越市人権・同和問題に関する市民意識調査(2020(令和2)年実施)

### 【質問】

同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。○はいくつでも。

(回答者数 643 人)

### 【結果】



### 【施策の基本方向】

部落差別は被差別部落の人に問題があるのではなく、差別する側の偏見に起因する問題であることの理解を図るとともに、「寝た子を起こすな」論を払拭するため、関係機関、団体と連携し、同和問題解消への意識を高める施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 【実施施策】

#### (1) 市職員の資質の向上 (人権・同和対策室、社会教育課)

市職員一人ひとりが同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、計画的に職員研修を実施します。

#### (2) 関係機関、団体の活動支援 (社会教育課)



関係機関、団体等の職員に対し同和教育の指導者としての資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を実施します。

(3) 市民意識調査の実施（人権・同和対策室）

同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。

(4) 市民への啓発と支援（人権・同和対策室）

市民一人ひとりが部落差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。

(5) 県及び各関係機関・団体との連携（人権・同和対策室）

市民の学習機会を充実させるため、新潟地方法務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。

## 2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進

### 【現状と課題】

幼児期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に人権尊重の精神の基礎を育むことは、幼児の成長にとって欠くことのできないものです。こうした認識に立って幼稚園や保育園、認定こども園では一人ひとりの子どもの人権を大切にすることで、生活習慣の実態や発達の状況を十分把握し「基本的な生活習慣」の確立を図っていかねばなりません。

### 【施策の基本方向】

子どもに直接関わる人たちは常に人権尊重の意識をもち、子どもが権利の主体として認められ、子ども自身が何を願い、何を恐れ、何に不安を抱いているのか知る必要があります。子どもに直接関わる人たちに対し、人権教育、同和教育研修への積極的な参加や、きめ細かい相談に応じられるように、地域や関係機関との連携強化に取り組みます。

### 【実施施策】

就学前教育における人権教育、同和教育の充実を図るため、次のような視点で進めていきます。

(1) 人権教育、同和教育の推進（学校教育課、保育課）

教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どもも伸びやかに育つよう取り組みます。

- (2) 教育環境の整備と地域との連携（学校教育課、保育課、すこやかなくらし包括支援センター）

子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。

- (3) 育成環境づくりの推進（こども課、保育課、すこやかなくらし包括支援センター）  
子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを推進します。

- (4) 教職員、保育関係職員の資質の向上（学校教育課、こども課、保育課、すこやかなくらし包括支援センター）

人権教育、同和教育の意義を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、子どもと関わりの深い業務に従事している職員の研修を実施し、教職員、保育関係職員の資質の向上に取り組みます。

### 3 学校教育における人権教育、同和教育の推進

#### 【現状と課題】

新潟県教育委員会では、1975（昭和50）年から各学校の指導組織に同和教育主任を位置付けました。また、1978（昭和53）年に東本町小学校、1984（昭和59）年に城北中学校、さらに1996（平成8）年には針小学校に同和教育推進教員を配置しました。市内全ての学校では人権教育、同和教育の全体計画や指導計画が作成され、具体的な取組が行われています。

また、県内の中学校や高等学校において、「被差別部落の祖先は罪を犯した人々である」などの、歴史的に全く間違った認識をもった生徒がいるという事実が相次いで報告されたことから、新潟県教育委員会では、県内全域の小・中学校及び高等学校に対し、この間違った認識を払拭するための教職員の研修や授業の実施を指導、各学校では研修が行われています。

市教育委員会では、学校における同和教育の普及を図るため、既に人権教育、同和教育に取り組んでいた上越市学校教育研究会と連携して「同和教育研究指定校制度」を実施しています。1976（昭和51）年に第1次の指定校として東本町小学校と城北中学校を指定し、以後、2年間を指定期間とする指定校制度を継続してきました。2005（平成17）年1月に近隣の町村と合併し市域が拡大したことから、指定校制度の見直しを行い、同年4月から小・中学校が一体となった人権教育、同和教育を進めるため「同和教育研究指定地区制度」に改め、今日に至っています。市教育委員会では、年度末に成果発表会を開催するほか、指定研究の成果を「研修資料」として配付、研修成果の共有を図っています。

また、全ての教職員が同和教育を中核にした人権教育を推進するという意識を共有し、同和問題の解消をめざした授業の確実な実践を推進するために「部落問題学習、人権教育」

と表記しています。

市民意識調査では、同和問題を知ったきっかけとして、「学校の授業で教わった」（29.5%）が前回から6.1ポイント増加しました。20代で78.0%、30代で65.1%と高い水準にあり、市の学校同和教育の成果と考えられます。

また、1994（平成6）年には副読本『にんげん』（解放教育研究所編）を各学校に配置するとともに、実践のための手引きを作成・配付し、授業での実践を促しています。さらに、新潟県同和教育研究協議会が編集発行した同和教育副読本『生きる』シリーズを、2000（平成12）年の『生きるⅢ』から順次配置して授業での活用を図っています。今後も改訂発行される副読本を各学校に配置し、部落問題学習のより一層の充実を促します。

小・中学校での実践成果は、上越市学校教育研究会の部会で紹介され、各学校の部落問題学習、人権教育の充実に役立てられています。近年は、保護者・地域住民への啓発として参観日に「部落問題学習」の授業を公開する学校が多く見られます。

このような取組の中で、教職員の同和問題への関心、部落差別の不当性についての理解は進んだものの、「差別の現実に学ぶ」という姿勢が十分でなかったり、授業では「友達を大切に」、「差別はいけない」、「被差別部落の人たちがかわいそうだ」という水準にとどまっていたりするものもあります。

部落問題学習の確実な実践の定着には、被差別部落の子どもや保護者を始め、いじめを受けている子どもや様々な立場で差別を受けている人たちと、「かかわる」努力が一層必要です。市教育委員会は、「かかわる同和教育」への取組がより求められています。

人権教育、同和教育に対する取組の姿勢に見られる学校間格差の是正や、学校における同和教育を保護者や地域に紹介し浸透させていくため、今後も粘り強く実践を積み重ねることが必要です。

#### 【施策の基本方向】

同和問題に対する理解を深め、偏見や差別を許さない意識、態度を育成するため、部落問題学習を推進します。

## 上越市人権・同和問題に関する市民意識調査〔2020(令和2)年実施〕

### 【質問】

被差別部落や同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。○は1つだけ。

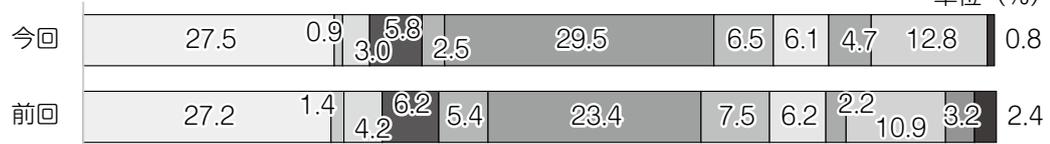
(回答者数 643 人)

### 【結果】

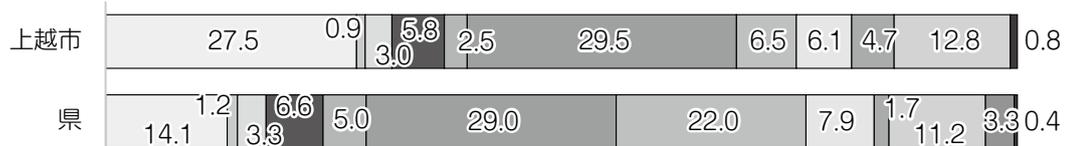
- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 家族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）から聞いた    | <input type="checkbox"/> 親戚から聞いた         |
| <input type="checkbox"/> 近所の人から聞いた                | <input type="checkbox"/> 職場の人から聞いた       |
| <input type="checkbox"/> 学校の友達から聞いた               | <input type="checkbox"/> 学校の授業で教わった      |
| <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどで知った | <input type="checkbox"/> 同和問題の集会や研修会で知った |
| <input type="checkbox"/> 県や市町村の広報紙などで知った          | <input type="checkbox"/> はっきりと覚えていない     |
| <input type="checkbox"/> その他                      | <input type="checkbox"/> 無回答             |

### ●前回比較

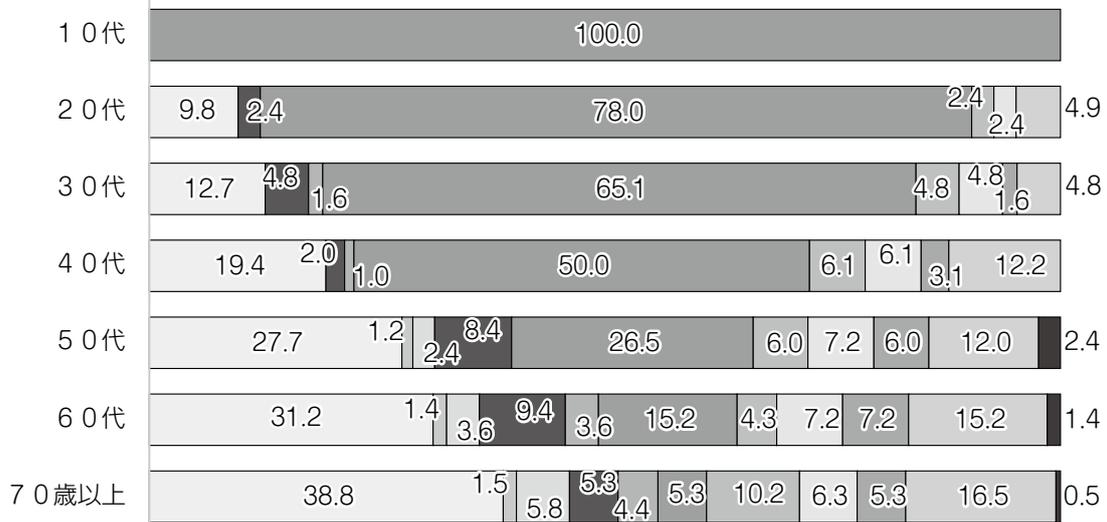
単位 (%)



### ●県比較



### ●年代比較



### 【実施施策】

#### (1) 推進体制の充実（学校教育課）

学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進の在り方を協議します。また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究成果を他の学校に普及するための交流機会を設けます。

(2) 教職員研修の充実（学校教育課）

同和問題の解決に向けて、教職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。教職員が、差別の現実を深く学び、自らの意識を見つめ直すため、社会教育課との連携を通じた現地学習会を含む各種研修会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた取組を支援します。

(3) 部落問題学習の学習指導の充実（学校教育課）

教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた部落問題学習を推進し、人権教育強調週間などでの集中学習を各学校で実施するように指導します。また、それぞれを関連させた取組を推進するとともに、全体計画の作成により日常の学校生活の諸場面でも取り組めるようにします。併せて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携、さらには高等学校までを見通した部落問題学習、人権教育の推進をめざします。

(4) 教材の活用推進（学校教育課）

『生きる』や『にんげん』などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。

(5) 学校と地域の連携（学校教育課）

部落問題学習の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にしておくことが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。

## 4 社会教育における同和教育の推進

### 【現状と課題】

社会教育では、同和問題を始めとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市立小学校やPTA、地域青少年育成会議などの協力を得る中で、保護者や地域住民を対象とした「人権を考える講話会」を2003（平成15）年度から実施しています。合併後は13区の小学校区へも取組を拡大し、全48小学校区を3年間で一巡する計画で取り組んでおり、2021（令和3）年度からは6巡目となりました。

そのほか、関係機関、団体、企業からの「人権啓発講座」の開催要請に応じて、社会教育指導員の講師派遣や、ビデオ、DVD、関係図書などの教材の貸出しも行っています。

また、白山会館を拠点に、同和問題に対する正しい知識と認識を深め、同和教育における指導者としての資質向上を図るため、市や小・中学校、高等学校、関係機関・団体の職員を対象に「現地学習会」を実施しているほか、小・中学生を対象に、差別に負けないための学力保障を中心とした「学習会」も、通年で実施しています。

しかし、市民意識調査では、「自分も市民として問題解決に努める」(34.5%)が前回から14.1ポイント減少しました。この回答については、20代が43.9%と高く、学校同和教育の成果と考えられます。また、「誰かしかるべき人や機関に解決してもらおう」(20.7%)が前回から13.2ポイント、「分からない」(28.5%)が10.4ポイント、共に増加しており、解決を他者に依存する風潮が感じられます。市民一人ひとりが差別を解消するまちの形成に向けて、主体的に取り組むことが必要です。

## 【施策の基本方向】

市民一人ひとりが、日常生活の中で「差別をしない、させない、許さない」社会を築いていくために、日頃から鋭い人権感覚を養い、人権を守る行動ができるように、地域で活躍する様々な組織と連携して人権教育、同和教育、啓発活動を積極的に推進していきます。

## 【実施施策】

### (1) 地域での同和教育の推進(社会教育課)

市民一人ひとりに浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進します。

### (2) 教育関係職員や教育委員等への同和教育研修の推進(社会教育課)

地域における同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。

### (3) 学習教材の整備(社会教育課)

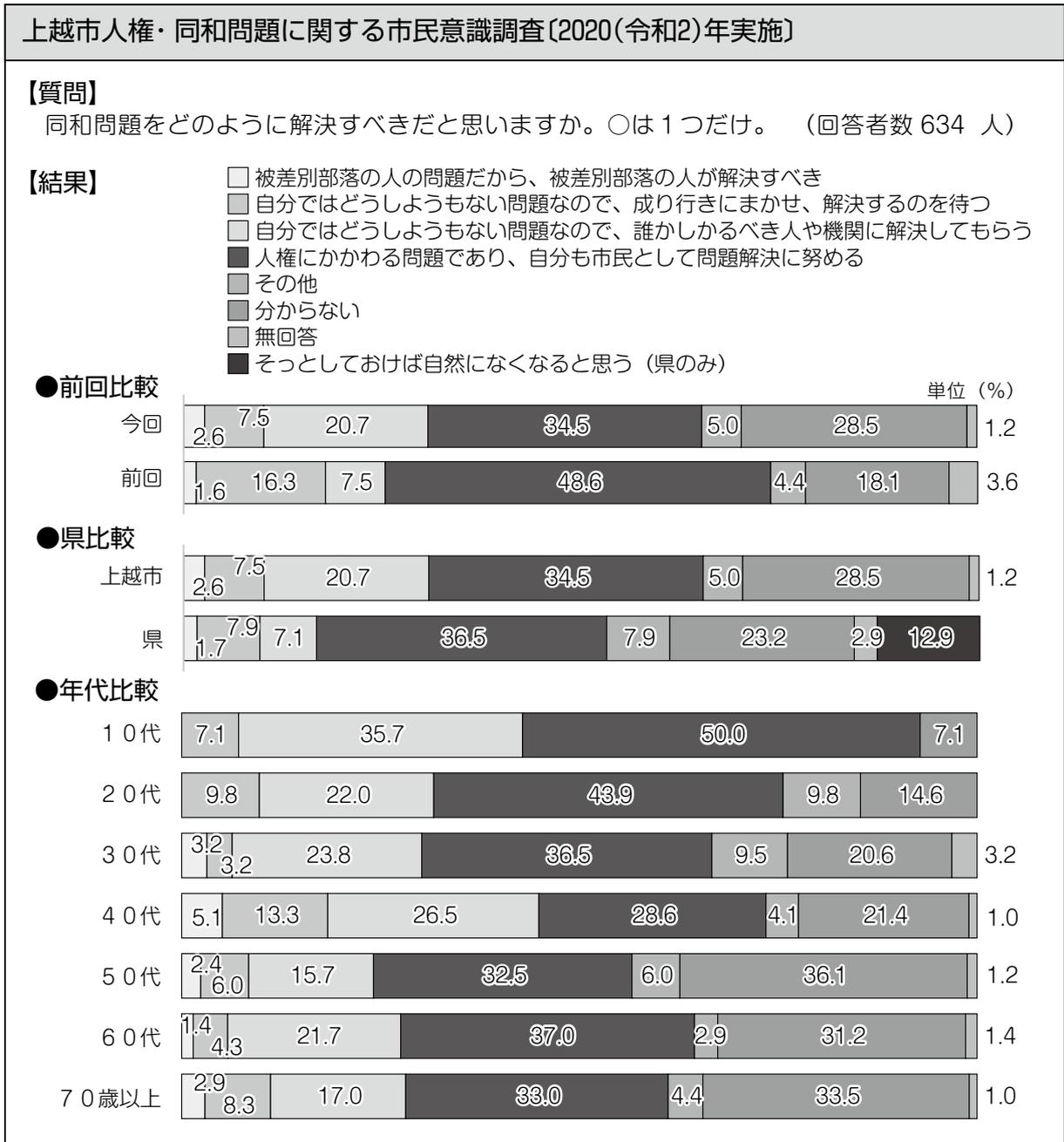
同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。

### (4) 啓発・広報活動の充実(人権・同和对策室、社会教育課)

市民の人権意識の高揚を図るため、同和問題について広報上越への掲載や研修会・講演会の実施などの啓発活動を推進します。

### (5) 白山会館事業の充実(社会教育課)

白山会館を拠点とし、差別の現実に学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小・中学生学習会などを実施します。



### 第3節

## 社会参画の推進

### 【現状と課題】

被差別部落の人々は、長年にわたり、いわれのない偏見や差別に苦しめられてきました。一方で、被差別部落の人々は、日本が誇る優れた文化や芸能の創造及び伝承、産業の担い手等の役割を果たしてきました。被差別部落の人々が、あらゆる分野で活躍できる地域社

会にしていかなければなりません。

引き続き、被差別部落の人々の地域コミュニティの一層の醸成や市民との交流の促進、人権啓発活動の充実について運動団体と連携して取り組むことが必要です。

### 【施策の基本方向】

白山会館や公民館などを利用して、教育や文化の向上、交流の促進を図ります。また、被差別部落に対する偏見や差別を解消するため運動団体と連携した啓発活動を推進します。

### 【実施施策】

#### (1) 啓発活動の充実（人権・同和対策室、社会教育課）

被差別部落の人々が地域に誇りを持ち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。

また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。

#### (2) 学校や教育機関との連携（社会教育課）

社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小・中学生学習会を実施します。

#### (3) 市職員の資質の向上（人権・同和対策室、社会教育課、学校教育課）

同和問題を始めとする様々な人権問題の正しい理解と組織全体に高い人権意識を浸透させるため、人権団体主催の研修会等へ計画的に職員を派遣し、職員の資質の向上に取り組めます。

## 第4節

# 雇用の促進、産業の振興

## 1 企業への啓発推進

### 【現状と課題】

企業は、社会の一員として社会のルールやモラルを守るとともに、社会的使命を果たすための責任ある行動が求められますが、近年はCSR（企業の社会的責任ある活動）の観点からも、「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取組が重要視されています。

企業が「人権尊重」などに取り組むことは、企業イメージを向上させるとともに、差別のない、明るく働きがいのある職場づくりにつながり、誰もが安心して働くことができる職場環境が生まれてきます。そうした企業には、優れた人材が集まることにもなります。



つまり、企業が社会的責任を自覚し、企業の立場から部落差別などあらゆる差別をなくし、人権を尊重し明るい社会をつくるため一層の取組を行うことは、企業の経済活動にも結び付いているといえます。

また、企業が従業員採用に当たって、本人のもつ適性・能力以外のことを採用の条件としないことは、職業選択の自由を保障する上で重要な原則です。しかしながら、依然として、就職差別につながる不適切な応募用紙や面接、さらには職場内での差別事件などが見られます。上越公共職業安定所では、一定規模以上の事業所について公正採用選考人権啓発推進員の設置を指導しています。

推進員は、研修を通じて公正採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めるだけではなく、事業所内で「公正な採用選考」実現のための推進役としての活躍も期待されています。公正採用選考人権啓発推進員の協力を得て企業に対する啓発活動を促進し、公正採用選考など就職差別の解消に取り組んでいくことが必要です。

#### 【施策の基本方向】

差別のない明るい職場づくりを進めるためには、企業等の理解と協力が必要です。企業の経営者、担当者を始め社員全員が同和問題について正しい理解と認識をもつとともに、企業の従業員採用に当たっては、公正な採用選考を実施するように、上越公共職業安定所と連携して啓発活動を推進します。

#### 【実施施策】

##### (1) 企業に対する啓発事業の推進（人権・同和対策室）

企業の社会的責任として、求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修を実施します。

## 2 雇用の促進、産業の振興

#### 【現状と課題】

2019（令和元）年に新型コロナウイルス感染症の最初の症例が確認されて以降、世界経済は急速に悪化しました。感染が広がる中、多くの国で感染の抑制を目的とした渡航制限や外出制限等が実施されるなど、国境を越えた人や物の交流が制限され、その結果、世界経済は歴史的な低迷を迎えました。

我が国においても、感染症の影響により、2020（令和2）年4月から5月にかけて戦後最大のマイナス成長を記録するなど、厳しい経済情勢が続きました。国においては、現在も感染拡大の防止策と生活支援、事業者支援を講じながら、景気回復をめざしていま

すが、感染症の再拡大に伴う経済の下振れリスクも抱えており、先行きが見通せない状況が続いています。

市内の景気動向においても、一部では改善の動きが見られるものの、国と同様に厳しい状況が続いています。また、雇用情勢についても、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も懸念されることから、当面雇用に与える影響を注視する必要があります。

市では、これまで被差別部落の人々の雇用の安定のため、関係機関と連携を図り、被差別部落の人々の技能取得等の支援を行ってきました。現在は、被差別部落内の企業の経営の安定と向上を図るため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度による事業資金の融資を周知しています。今後も、社会、経済情勢の変化に対応できる雇用の促進施策や自営業者の経営基盤の充実・安定を図ることが必要です。

### 【施策の基本方向】

被差別部落の人々の社会進出と職業の安定のため、企業、学校、上越公共職業安定所など関係機関と連携・協力し、雇用の促進を積極的に推進します。また、融資制度を利用した資金の円滑化、経営指導により、経営の近代化や技術力の向上を図り、安定した経営基盤の確立をめざします。

### 【実施施策】

#### (1) 職業の安定、雇用の促進（産業政策課、人権・同和対策室）

被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。

#### (2) 新潟県同和地区中小企業振興資金制度の活用促進（産業政策課）

企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。

## 第5節

## 社会福祉の充実

### 【現状と課題】

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在していることから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。」としています。

市民意識調査では、「同和問題を解決するためにはどうしたらよいか」との問いに対し、「生活環境の改善・整備を積極的に行う」（24.3%）、「十分に教育が受けられるようにし、

社会的な生活能力を高めるようにする」（22.6%）、「収入の安定、向上を図り生活力を高める施策を実施する」（19.8%）と、多くの市民が地域住民の経済的な生活基盤を高める必要があると回答しています。（関係する市民意識調査の結果については、18ページをご覧ください）。

市では、職員が被差別部落を訪問した際に生活状況を確認するほか、様々な事業を通じて地域住民の声を聴くなど、生活実態の把握に取り組み、必要な対応を行います。

### 【施策の基本方向】

被差別部落における就労、福祉、健康、生きがいなどのあらゆる生活課題に対して総合的な施策を推進し、人間関係が充実し、住みやすく、このまちに生まれてよかったと実感できる地域福祉社会の実現をめざします。

### 【実施施策】

#### （1）被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応（人権・同和对策室）

市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民を支援します。

## 第6節

## 生活環境の改善

### 【現状と課題】

被差別部落に対する差別を解消し、健康で文化的な生活を営むためには、その生活環境の改善が不可欠であり、社会福祉の充実及び経済生活の確立、教育水準の向上とともに重要な意義もっています。

市では、3回にわたる特別措置法の適用により、住宅整備や道路整備、また、公園整備や公共下水道整備などの環境整備事業を推進してきました。

これまでの環境整備事業の成果を損なわないよう、周辺地域と一体となったまちづくりが必要です。

### 【施策の基本方向】

あらゆる差別をなくし明るい上越市を築くという地域づくりの視点を踏まえ、被差別部落の人々と行政関係者、周辺地域住民が闊達な意見交換ができる環境づくりに努め、周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。また、偏見や差別意識をなくすための市民啓発を推進します。

## 【実施施策】

### (1) 地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進（社会教育課）

白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。

また、講演会や研修会等を実施し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見や差別意識をなくすための市民啓発を推進します。

### (2) 環境整備活動の推進（人権・同和対策室）

周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。